

## 川越市事業用地等マッチング推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川越市内に立地を希望し、土地若しくは建物等の情報を求める法人又は個人（以下「立地希望者」という。）と、立地希望者の求めている土地又は建物等の情報の提供を行うことが可能な宅地建物取引業者等との連携を促し、企業立地の推進並びに産業集積の維持及び強化を図ることを目的とした川越市事業用地等マッチング推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業用地等 工場、事務所、研究施設等の事業の用に供するため、売却若しくは賃貸等が予定されている土地、建物又はテナントスペースをいう。
- (2) 協力事業者 本事業の趣旨を理解し、第4条の規定により登録された宅地建物取引業者等をいう。

### (取り扱う情報)

第3条 本事業で取り扱う情報は、立地希望者が立地する上で必要な事業用地等に関する情報とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令又は本市の条例、規則、要綱等による規定若しくは基準に明らかに抵触するもの
- (2) 川越市総合計画、川越市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に合致しないもの
- (3) 市税等の滞納処分がある事業用地等に関するもの
- (4) 所有者等の同意を得ていないもの
- (5) その他市長が不相当と判断するもの

### (協力事業者の登録要件)

第4条 市長は、事業用地等の情報の提供を受けるため、あらかじめ協力事業者の登録を行う。ただし、協力事業者としての登録を受けるにあたっては、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有し、かつ、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部及び一般社団法人不動産流通経営協会のうち、いずれかの協会に所属している者
  - イ 市内に事業所を有する銀行又は信用金庫

ウ 市内において事業用地等の開発計画を有する不動産開発事業者  
エ 市内において事業用地等を有する者又は事業用地等の管理、運営等を行う者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ、その代表者又は役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (3) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。
- (4) 本事業の趣旨を理解し、立地希望者に対し、事業用地等の情報提供に協力すること。

（登録申請）

第5条 協力事業者として登録することを希望する者は、協力事業者登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 協力事業者になることを希望する者で第4条第1号のウ又はエに該当する場合は、誓約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（埼玉県警察本部長等への確認）

第6条 市長は、必要があるときは登録申請書を提出した者（以下、「申請者」という。）について、第4条第2号の該当の有無を埼玉県警察本部長に対して確認を行うことができる。

- 2 市長は、必要があるときは申請者の課税状況について、書類の提出を求めること等により確認を行うことができる。
- 3 市長は、必要があるときは申請者について、第4条第1号のアに列挙した協会に対して所属の有無の確認を行うことができる。

（登録の通知）

第7条 市長は、第5条の規定による登録申請があったときは、第4条に基づきその登録の可否を決定し、協力事業者登録通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（登録記載事項の変更）

第8条 協力事業者は、登録記載事項に変更が生じたときは、協力事業者登録申請書記載事項変更届出書（第4号様式）を、直ちに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 市長は、協力事業者が第4条の要件を満たさなくなったとき、又は協力事業者として適当でないと認められる事由が発生したときは、登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、協力事業者登録取消通知書（第5号様

式)により通知するものとする。

(登録の辞退)

第10条 協力事業者は、市長に協力事業者辞退届出書(第6号様式)を提出することにより、登録を辞退することができる。

2 前項により協力事業者でなくなった者は、再登録することができる。この場合において、再登録の手続については第5条の規定を準用する。

(協力事業者への情報提供)

第11条 市長は、立地希望者から事業用地等情報提供依頼書(第7号様式)により事業用地等の相談を受けた場合、連絡先等の情報を秘匿した上で、協力事業者に相談内容を送付するものとする。

(市長への情報提供)

第12条 前条の規定による依頼を受けた協力事業者は、提供可能な事業用地等に関する情報を保有している場合は、当該情報を市長へ提供するものとする。

2 市長は、複数の協力事業者から同一の事業用地等に関する情報が提供され、条件が同一の場合、最も早く市長に到達したものを優先するものとする。

(立地希望者への情報提供)

第13条 市長は、前条の規定により提供された情報が、第3条の規定に適合すると認める場合は、立地希望者に対し、当該情報を有する協力事業者の連絡先及び事業用地等に関する情報を提供するものとする。

(連絡調整)

第14条 立地希望者は、前条の規定により提供された情報について、当該情報を保有する協力事業者へ直接連絡することができる。

(市長への報告)

第15条 協力事業者は、立地希望者との間で、前条の規定により情報提供された事業用地等の売買又は賃貸等の契約が成立したときは、実績報告書(様式第8号)に、当該物件に係る登記事項証明書の写し又は賃借契約を締結したことが確認できる書類の写しを添付して市長に報告するものとする。

2 市長は、協力事業者に対し、第13条の規定により情報提供した事業用地等の調整状況に関する途中経過について、報告を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 本事業の実施において知り得た情報を、立地希望者にあつては協力事業者及び本市、協力事業者にあつては立地希望者及び本市の同意なく本事業以外の目的で使用してはならない。

(責任の範囲)

第17条 第13条の規定により情報を提供した後に、立地希望者及び協力事

業者との間で行われる具体的な交渉、取り交わされる不動産契約並びに情報提供された事業用地等については、本市は一切責任を負わない。

- 2 立地希望者及び協力事業者は、立地希望者が立地するに当たり適用を受ける都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令等について、責任を持って確認しなければならない。

（電子申請等の利用）

第18条 この要綱で定める様式について、本市が構築する電子申請システム等により申請等が行われた場合は、当該様式により申請等があったものとみなす。

（庶務）

第19条 本事業に関する庶務は、産業観光部産業振興課企業立地推進室が行う。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

協力事業者等登録申請書

年 月 日

川越市長あて

申請者 所 在 地  
事 業 者 名  
代表者職・氏名

協力事業者等への登録をいたしたく、川越市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

連絡先	所 属 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
宅地建物取引業者 免許証番号 (宅地建物取引業者の場合)		
特 記 事 項 (右の要件に該当している 場合は□にチェック)		<input type="checkbox"/> 川越市事業用地等マッチング推進事業実施要綱他、川越市の産業関連施策の趣旨を理解し、川越市が進める企業立地等に協力します。 <input type="checkbox"/> 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納しています。 <input type="checkbox"/> 事業用地等の情報を立地希望企業等に紹介する際には、上記連絡先の記載内容を立地希望企業等に提供することについて承諾します。

第2号様式（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

川越市長あて

所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、登録の取消その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、下記「役員等名簿」により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

〔役員等名簿〕

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

（注1）氏名には、フリガナを付して下さい。

（注2）当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

（注3）性別の記載については、申請者及び申請者役員の任意とし、空欄とすることを可とします。

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者職・氏名 様

川越市長



協力事業者等登録通知書

年 月 日付けで申請のありました協力事業者等登録申請につきまして、川越市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

協力事業者等として登録いたします。

登録番号	
登録決定日	年 月 日
特記事項	宅地建物取引業者免許証を更新した場合には、速やかに更新した免許証の写しを提出すること

協力事業者等として登録はできません

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

協力事業者等登録申請書記載事項変更届出書

川越市長あて

申請者 所在地  
事業者名  
代表者職・氏名  
登録番号  
連絡先 所属名  
担当者氏名  
電話番号  
メールアドレス

年 月 日付けで申請しました協力事業者等登録申請書の記載事項に変更が生じたので、川越市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

項目	変更前	変更後

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者職・氏名 様

川越市長



協力事業者等登録取消通知書

年 月 日付け 第 号により、協力事業者等への登録を行ったことについて、川越市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり取り消しましたので通知します。

登録番号	
取消理由	
取消日	年 月 日
その他	

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

協力事業者等辞退届出書

川越市長あて

申請者 所在地  
事業者名  
代表者職・氏名  
連絡先 所属名  
担当者氏名  
電話番号  
メールアドレス

年 月 日付け 第 号により、協力事業者等への登録を受けましたが、川越市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり協力事業者等を辞退します。

登録番号	
辞退理由	
辞退日	年 月 日
その他	

事業用地等情報提供依頼書

川越市長あて

申請者 所 在 地  
事 業 者 名  
代表者職・氏名

川越市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第11条の規定により、事業用地等の情報提供をいただきたく、次のとおり依頼します。  
以下の内容について承諾する場合は、にチェックを入れてください。

下記の内容について承諾します。

- 本事業の運用により知り得た情報を、関係者の同意なく本事業の目的以外の趣旨で使用しないこと
- 本事業による情報提供は、依頼者（立地希望企業等）と協力事業者等とのマッチングを目的とするものであり、本事業に伴い当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる契約等について、市は責任を負わないこと
- 依頼者（立地希望企業等）が建物等を設置するにあたっての建築基準法等の法令等における条件については、依頼者（立地希望企業等）及び協力事業者等において責任を持って確認すること

連絡先	所 属 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
希望条件		別紙のとおり

※連絡先は、本市が依頼者（立地希望企業等）との連絡のために収集するものであり、協力事業者等には提供しません。

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

実績報告書

川越市長あて

申請者所在地  
事業者名  
代表者職・氏名  
登録番号

川越市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

情報提供依頼番号	
取得した事業者名	
売買契約締結日	年 月 日
所有権移転日	年 月 日
賃貸契約締結日	年 月 日
賃貸の場合の条件	
添付書類	当該物件に係る登記事項証明書の写し又は賃借契約を締結したことが確認できる書類の写し